

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米軍司令官に対する民事裁判権： 普天間爆音訴訟の論点

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-08-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高作, 正博, Takasaku, Masahiro メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/1567">http://hdl.handle.net/20.500.12000/1567</a>

米軍司令官に対する民事裁判権 — 普天間爆音訴訟の論点 —

はじめに

一 本件訴訟の経緯

二 地位協定第一八条第五項と米軍司令官の被告適格

三 民事特別法第一条と米軍司令官の賠償責任

むすびにかえて — 被告ルーキングの出頭拒否の効果

高作正博

## はじめに

本稿は、普天間基地爆音訴訟における重要論点、即ち、米軍基地司令官個人の民事責任を日本国裁判所が問うことができるかどうか、について検討するものである。そこで、本稿においては以下の点を指摘する。第一に、後に触れる原判決は、被告に対する日本国の民事裁判権が及ぶと判断しているが、これは妥当であると解される。第二に、原判決は、被告個人に対する個人責任を否定しているが、これは妥当ではないと解される。第三に、原判決は、被告個人に対する損害賠償責任を認めるかどうかにつき検討を行っていないが、これは妥当ではないと解される。

そこで、以下、本件訴訟の経緯（一）、地位協定第一八条第五項と米軍司令官の被告適格（二）、民事特別法第一条と米軍司令官の賠償責任（三）の順に検討を行う。

## 一 本件訴訟の経緯

### 1 原告の請求

（一）原告等は、普天間飛行場を使用するアメリカ合衆国軍隊（以下、「米軍」とする。）が騒音等を発生させたことを理由として、以下の主張を行った。

第一に、被告国に対し、①アメリカ合衆国に、一定時間帯において一切の航空機を離着陸させないこと、また、一定程度以上の騒音等を発生させないこと、②普天間飛行場から発生する騒音を特定の方法により測定・記録する

ことを求めた。

第二に、被告国、及び、米軍普天間飛行場基地司令官である被告リチャード・W・ルーキング（以下、「被告ルーキング」とする。）に対し、①過去の損害に対する賠償の支払い、②口頭弁論終結後一年間継続する損害に対する賠償の支払いを求めた。

(2) その後、被告国に対する請求と被告ルーキングに対する請求とが分離して審理され、後者につき後述するような原判決が下された。その際に争点とされたのは以下の点である。

第一に、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（以下、「地位協定」とする。）第一八条第五項を根拠として、被告ルーキングに対する日本国の民事裁判権は及ばないこととなるのか。

第二に、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法」（以下、「民事特別法」とする。）第一条を根拠として、被告ルーキングに対する損害賠償請求はできないこととなるのか。

## 2 原判決

原判決は、被告ルーキングに対する不法行為（民法第七〇九条、第七一〇条）に基づく損害賠償請求につき、以下の理由により請求棄却とした。<sup>1</sup>

(1) 日本国内に駐留する合衆国軍隊の構成員である被告がその職務を行うについて日本国内で違法に他人に損害を加えた場合については、民事特別法第一条が、「安保条約に基づき日本国内にある合衆国軍隊の構成員がその職

務を行うについて日本国内で違法に他人に損害を加えたときは、日本国の公務員又は被用者がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、日本国がその損害を賠償する責に任ずる旨を規定しており、同条にいう日本国の公務員又は被用者がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の賠償責任については、国家賠償法一条一項が、公権力の行使に当たる日本国の公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与えた場合には、国がその賠償の責に任ずる旨規定している。そして、国家賠償法一条一項により、国が損害賠償の責に任ずるときは、公務員個人はその責を負わないものと解すべきであるから（最高裁判所第二小法廷昭和五三年一〇月二〇日判決・民集三三巻七号一三六七頁）、民事特別法一条において国家賠償法一条一項を適用する上においても、日本国のみが損害賠償を負うのであつて、合衆国軍隊の構成員個人である被告は、故意又は重過失がある場合も含めて、被害者に対し直接損害賠償の責を負わないものと解するのが相当である。

(2) 「なお、被告に対する民事裁判権については、安保条約六条が、わが国における合衆国軍隊の地位は地位協定により規律される旨規定し、地位協定一八条五項本文は、合衆国軍隊の構成員の作為もしくは不作為によつて日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権については、日本国が次の規定（同項(a)から(e)まで）によつて処理する旨を規定するが、他方地位協定一八条五項(f)は、合衆国軍隊の構成員は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行に服さない旨を規定し、さらに同条九項(a)は、合衆国は日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、同条五項(f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員に対する日本国の裁判所からの裁判権の免除を請求してはならない旨規定しており、これらの規定からすると、加害者である合衆国軍隊の構成員は、執行からの免除が与えられているにすぎず、同規定は民事裁判権に服さないことまで規定したのではないと解するのが相当であり、他に、合衆国軍隊の構成員に対する民事裁

判権を免除するとの条約等国際法上の特別の定めはないから、本件請求に関し、被告に対して民事裁判権が及ぶと解するのが相当である」。

### 3 控訴理由

原告等（以下、「控訴人等」とする。）は、原判決に不服ありとし、以下の理由により控訴している。

第一に、米軍及び被告ルーキング（以下、「被控訴人」とすることがある。）が違法に訴状送達を拒否し、裁判所が被控訴人の反論を求めることもなく控訴人の請求を棄却したことからすれば、原判決には、控訴人等の裁判を受ける権利を奪う違法がある。

第二に、原判決には、日米地位協定と民事特別法との関係につき正確な理解が欠けているという問題、米軍構成員と日本の公務員との本質的な差異についての洞察が欠けているという問題、国家賠償法の解釈として公務員の個人責任の免除を無限定に認めているという問題がある。

以下では、第二の問題に焦点を絞り、かつ、地位協定第一八条第五項の解釈、及び、民事特別法第一条の解釈について整理したい。

## 二 地位協定第一八条第五項と米軍司令官の被告適格

### 1 肯定説

原判決は、被告ルーキングに対する民事裁判権が及ぶと判断しているが、これは妥当であると解される。

第一に、地位協定第一八条第五項本文は、「公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権……は、日本国が次の規定に従つて処理する」と規定し、同項(a)は、「請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する」と規定する。公務執行中の米軍構成員の加害行為に対する請求については、日本国の裁判所が裁判を通じて解決することが予定されている。

第二に、地位協定第一八条第五項(f)は、「合衆国軍隊の構成員又は被用者……は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない」と規定する。これは、合衆国軍隊の構成員は、判決の執行から免除される旨を規定するにすぎず、加えて民事裁判権の免除までも含む趣旨ではない。

第三に、地位協定第一八条第九項(a)は、「合衆国は日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、五(f)に定める範圍を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない」と規定する。これは、加害行為が公務執行中のものであるか公務外のものであるかの別、また、加害行為が軍隊という国家機関としてのものであるか構成員個人としてのものであるかの別を前提として、公務執行中のものであ

ても構成員個人による行為である場合には、裁判権免除の対象とならないとする趣旨である。

以上から、加害者である被告ルーキングは、判決の執行からの免除を与えられているが、それを越えて裁判権免除までを付与されているわけではない。

## 2 他の判決

同旨の判断は、他の訴訟の判決においても為されている。

(1) ファントム機墜落事故判決 ファントム機墜落事故により被害を被った原告等が、同機を操縦していた被告等を相手に損害賠償を請求した訴訟である。横浜地方裁判所は、以下の理由により、被告等に対し、損害賠償請求訴訟での被告適格を認めた。<sup>3)</sup>

① 「日本国の司法権は国際法上、治外法権を有する外国の元首、使節など及び条約により特別の定めがある場合を除き、原則的には日本国内の外国人にも及ぶ」。

② 「ところで安保条約第六条は、日本国における合衆国軍隊の地位は地位協定により規律される旨を規定し、地位協定第一八条第五項本文は、本件事故のような公務執行中の合衆国軍隊の構成員の作為もしくは不作為で日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権については日本国が次の規定（a）から（g）まで）に従って処理する旨を規定するが、同項（f）は合衆国軍隊の構成員はその公務の執行から生ずる事項については日本国においてその者に対して与えられた判決の執行に服さない旨を規定し、同条第九項（a）は合衆国は日本国の裁判所の民事裁判権に関して、第五項（f）に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない旨を規定するから、右地位協定は本件事故のような場合につき、加害者たる



合衆国軍人の日本国民事司法権からの完全免除までは規定しておらず、単に執行からの免除を規定しているに止まると解すべきであり、他に右被告らの主張を裏付ける条約などの国際法規は存しない」。

(2) 軍雇用労働者解雇事件判決

在日米軍基地で従業員として勤務していた原告は、米軍軍属である被告等による私的制裁として、低い等級への変更処分及び解雇処分を受けた。原告は、被告等に対し不法行為に基づく損害賠償請求を行った。東京地裁は、以下の理由により、被告等に対し、損害賠償請求訴訟での被告適格を認め<sup>4</sup>た。

① 「日本の民事裁判権は、原則として日本国に在住する外国人についても及ぶが、外国の元首、外交使節、その随員等国際法上治外法権を有する者には及ばない。また、軍隊は、他国の領域内にある場合には、関係国間の協定がなされない限りは、所在国の裁判権に服さず、本国の裁判権に服することが国際法上の原則として承認されていると解される。ところで、日本国に駐留する米軍構成員等の行為に関する裁判権については、日米両国間において地位協定が締結されているので、地位協定の定めにより決せられることになる」。

② 地位協定一八条五項(f)、同条九項(a)からすると、「米軍構成員または被用者の公務執行から生ずる事項については全面的に日本国の民事裁判権が排除されているとはいえず、判決の執行手続に服さない限度においてのみ民事裁判権が排除されているものと解するのが相当である」。「したがって、本件について民事裁判権に服しないとの被告らの主張は失当である」。

③ 「本件の訴訟物は、被告らの不法行為を理由とする原告の被告らに対する損害賠償請求権であり、原告は、被告らが右損害賠償義務を負担する者であると主張している。給付訴訟においては、原告から給付義務を有している者と主張される者に被告としての当事者適格があるのであり、本件において、原告から損害賠償義務を有する者であると主張されている被告らには当事者適格を肯定できる。被告らは、本件の場合、民特法により日本国が損害賠

債義務を負うことにより、被告らに対する請求が認められないことを理由として、被告らには当事者適格がないと主張するが、当事者適格の存否は請求が理由があるかどうかという請求の当否とは別の問題であるから、被告らは右主張は失当である」。

### 三 民事特別法第一条と米軍司令官の賠償責任

#### 1 否定説

(1) 原判決は、①民事特別法第一条では、米軍の構成員が日本国内で違法に他人に損害を加えたときは、日本国の公務員又は被用者の例により、日本国が賠償責任を負うこととされていること、②国家賠償法第一条第一項により国が損害賠償の責に任ずるときは、公務員個人はその責を負わないものと解すべきであることを根拠に、被告ルッキングに対する損害賠償責任を否定している。

(2) また、別の事件でも、加害者たる米軍の構成員の個人的な損害賠償責任を否定する判決がみられる。

(i) フアントム機墜落事故判決 前記フアントム機墜落事故訴訟横浜地裁判決では、次のように判示された。「民事特別法第一条は、被告ミラー、同ダーピンのような安保条約に基づき日本国内にある合衆国軍隊の構成員がその職務を行うについて日本国内で違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責に任ずる旨を規定し、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合については国家賠償法第一条第一項が規定する」。「ところで国が同

法により損害賠償の責に任ずるときは、損害賠償法は損害の完全な填補賠償を目的とするものであり、国の賠償能力は十分であることなどに照らすと、加害公務員個人は故意、重過失ある場合でも被害者に対し賠償責任を負うものではないと解すべきであるから（同旨・最高裁判所第二小法廷昭和五三年一〇月二〇日判決・民集三二巻七号一三六七頁）、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、とされる民事特別法第一条の適用上も、被害者に対し損害賠償の責に任ずるのは日本国だけであつて、加害合衆国軍人個人は被害者に対し賠償責任を負わないと解するのが相当である」。

(ii) 軍雇用労働者解雇事件判決 前記軍雇用労働者解雇事件判決においても、同様の判決が下されている。

① 「公権力の行使に当たる国の公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えた場合には、国がその被害者に対して賠償の責に任ずるのであつて、公務員個人はその責を負わないものと解すべきであるから（最高裁判所昭和三〇年四月一九日第三小法廷判決・民集九巻五号五三四頁、最高裁判所昭和五三年一〇月二〇日第二小法廷判決・民集三二巻七号一三六七頁参照）、国の公務員又は被用者がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により国がその損害を賠償する責に任ずると規定されている民特法一条の場合も同様に日本国がその被害者に対して賠償の責に任ずるのであつて、米軍構成員又は被用者個人はその責を負わないものと解するのが相当である」。

② 「原告の本件請求は、民特法一条に規定する米軍被用者のその職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えた場合の損害賠償請求に当たるといわなければならない。そうすると、仮に被告らの行為が違法であり、これによつて原告が損害を被つたとしても、その損害賠償責任を負うのは日本国であり、米軍被用者である被告ら個人に対する損害賠償請求は理由がない」。

## 2 国家賠償法の解釈

原判決及び前記他の判決において、米軍の構成員個人の責任を否定する根拠として、日本国の公務員に関する最高裁判所の判決が先例としてあげられている。また、原判決は、最高裁判所による判決を公務員個人の責任の否定に例外の余地を認めないものと理解しているように読める。そこで、最高裁判所の判決は、公務員個人の責任を例外なく否定する趣旨かどうか、また、仮にそうであるとしても、その立場には問題がないのかについて、以下検討することとする。

(1) 判例の趣旨　まず、最高裁判所の判決が公務員個人の責任を例外なく否定する趣旨かどうかが問題となる。これは、国家賠償法第一条第一項が、公権力を行使する公務員の職務に関する損害について「国又は公共団体」が賠償責任を負い、同条第二項が故意・重過失の公務員に対しては組織内部での「求償」があり得ると規定するところ、公務員個人が民法第七〇九条に基づき賠償責任を負うかどうかは文理上明らかでないため、解釈上の争点とされてきたものである。

(i) 賠償責任の本質論との関連　公務員個人の責任の理論的前提として、国家賠償責任の本質をどのように理解すべきかという問題がある。これについては、①違法行為の責任は本来的には加害公務員個人が負うべきであるが、被害者救済の実を図るために国が公務員に代位して負うと解する立場（代位責任説）、②国家活動には違法な加害行為を伴う危険が内在しており、こうした危険から発生する損害については、国は自ら責任を負うと解する立場（自己責任説）とが主張されてきた。

一般に、代位責任説を採る論者は公務員個人の責任を否定する傾向があり、他方、自己責任説を採る論者はそれを肯定する傾向があると指摘される。もともと、代位責任説を前提としても、国家賠償法第一条第一項ひいては憲

法第一七条は、明治憲法下の国家無答責の原則を否定する趣旨であって、公務員個人の責任まで否定したものでない。と解する余地がある。また、自己責任説を前提としつつ公務員個人の責任を否定する立場も主張されている。<sup>10)</sup> 結局、公務員個人の責任の問題は、それを認める実質的理由が存するかどうかにあると解すべきであり、「賠償責任の本質論と公務員のかかる責任の認否には理論的には直接的関連性はないと言える」であろう。<sup>11)</sup>

(ii) 判例の立場 判例の立場は、一般に「代位責任説の立場から、個々の公務員は、直接被害者に対して責任を負うことはない<sup>12)</sup>」とするものと受け止められてきた。また、植村栄治教授は、公務員個人の責任を否定した最高裁判所の判決（①最高裁昭和三〇年四月一九日判決、②最高裁昭和四〇年三月五日判決、③最高裁昭和四〇年九月二八日判決、④最高裁昭和四六年九月三日判決、⑤最高裁昭和四七年三月二一日判決、⑥昭和五二年一〇月二五日判決、⑦昭和五三年一〇月二〇日判決<sup>13)</sup>）の分析を行い、第一に、「⑤の判決があえて公務員個人の責任の否定に例外を認める余地を示さなかったことは重大な意味が認められると言わなければならない」こと、即ち、例外の余地を示唆した「④の判決に真向から対立するものであったと位置づけるのが適当」であること、第二に、「⑥判決も⑦判決も、「いずれも何ら限定を付することなく公務員個人の責任を否定し、⑤の判決を支持した」こと、第三に、「⑦判決が「①のほかに⑤を初めて前例として引用したことは、公務員個人の責任の否定に例外を認めまいとする最高裁判所の固い意思の現れと見てよいであろう」ことを指摘している<sup>14)</sup>。

しかし、こうした理解は妥当なものとは思われない。まず、第一の点については、判決による先例の引用の仕方に特別な意味を認めたいとする反論が可能である。例えば、「公務員個人の責任の否定に例外を認める余地を示さなかった」としてその意義が強調されている⑤判決では、①判決含めて一切先例が引用されていない。また、⑦判決とともに、「何ら限定を付することなく公務員個人の責任を否定し、⑤の判決を支持した」とされる⑥判決は、

実際には①判決を引用するのみで、⑤判決を引用してはいない。引用判決からして、⑥判決と⑦判決から裁判所の一貫した態度を伺うことはできない。

第二の点については、⑤⑥⑦判決がそれぞれ公務員個人の責任を否定した理由を問わなければならない。また、第三の点についても同様であり、ここでは①判決の趣旨が問われなければならない。そこで以下、①、⑤、⑥、⑦判決が、いかなる理由から公務員個人の責任を否定したのか、そこに例外として公務員個人の責任を認める余地が全く存しないのかどうかについて、検討を加えることとする。<sup>15)</sup>

(iii) 判例の理解　まず、①判決は、被告知事が町農地委員会に対する解散命令を発したところ、これを不服とする同委員会委員長等が、被告知事等に対し、解散命令の無効確認と慰謝料の支払いを求めて訴えたものである。最高裁判所は、「上告人等の損害賠償等を請求する訴について考えてみるに、右請求は、被上告人等の職務行為を理由とする国家賠償の請求と解すべきであるから、国または公共団体が賠償の責に任ずるのであつて、公務員が行政機関としての地位において賠償の責任を負うものではなく、また公務員個人もその責任を負うものではない。従つて県知事を相手方とする訴は不適法であり、また県知事個人、農地部長個人を相手方とする請求は理由がないことに帰する。のみならず、原審の認定するような事情の下においてとつた被上告人等の行為が、上告人等の名誉を毀損したと認めることはできないから、結局原判決は正当であつて、所論は採用することはできない」と判断した。公務員個人の責任を否定した判決の中で先例として引用されることが多いものであるが、しかし、本件は、農地委員会の解散処分に対する損害賠償請求につき、熊本県に対して請求をすることなく被告個人を訴えたものである。判決は、まずは公共団体を被告として訴訟を提起すべき旨を述べた趣旨とも解され、公務員個人の責任について判断を必要を感じなかつたものと捉えることが可能である。また、被告による右処分には違法性もなかつたと

判断されており、公務員個人の責任を問う余地が存しなかったことも影響を与えていたと解される。その意味で、本判決が、公務員個人の責任を例外なく否定した趣旨かどうかは明らかではない。

次に、⑤判決については、その事案は明らかではない。但し、原告が④判決と同一人物であり、また、第一審判決・第二審判決の時期や場所が④判決と近接していること等から、④判決の事件と同一の事案に基づくものではないかといえる。最高裁判所は、「公権力の行使に当たる国の公務員が、その職務を行なうについて、故意または過失によって違法に他人に損害を与えた場合には、国がその被害者に対して賠償の責に任ずるのであって、公務員個人はその責任を負わないと解するのが相当である。したがって、右と同旨の見解に立つて上告人の本訴請求を排斥した原審の判断は相当であつて、原判決には、国家賠償法一条の解釈について所論の違法があるとはいえない。また、上告人は、もしその主張事実が真実と認められるならば、前記のように国に対して損害を求めうるのであるから、同法一条の規定によつてなんらの不利益を被るものでもない。したがって、上告人は、同条の違憲を主張する利益を有しないものというべきであつて、これが憲法一四一条に違反するとする論旨は採用することができない」と述べた。

表面上は、公務員の個人責任を否定しているかのように読める。しかし、④判決と同一事案であるとすれば、「本件のような事実関係のもとにおいては、公務員個人は被害者に対して直接その責任を負うものではないと解するのが相当である」と述べ、例外を認める余地を残した④判決を確認する趣旨のものと見ることができよう。従つて、⑤判決は、④判決の趣旨と変わるものではない旨を述べたにとどまるものと解すべきであり、その文脈を越えて一般的に例外の余地を一切否定した判決と捉えるべきではない。

続いて、⑥判決は、担任教師から体罰を受けたことを恨みに思つて自殺した学生の両親が県のほか校長と担任教

師を被告として損害賠償を請求した事案である。最高裁判所は、「公権力の行使に当たる国又は公共団体の公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えた場合には、国又は公共団体がその被害者に対して賠償の責に任ずるのであつて、公務員個人はその責任を負わないと解するのが、相当である（最高裁昭和二八年（オ）第六二五号同三〇年四月一九日第三小法廷判決・民集九卷五号五三四頁）」と判断した。

詳細な事案や原判決は明らかではないが、⑥判決からは、学生の自殺についての責任を公務員個人に対して追究しているようにも読める。とすれば、担任教師の懲戒行為の違法性を認めつつ、学生の自殺との間には相当因果関係がないと判断したことで、損害賠償責任を追及することは、少なくとも本件の場合にはできないとの趣旨の判決とも捉えることができるであろう。

最後に、⑦判決である。これは、刑事事件において無罪判決を受けた原告等が、国及び当時の検察官、警察官に対し損害賠償を請求した事案である。最高裁判所は、「公権力の行使に当たる国の公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えた場合には、国がその被害者に対して賠償の責に任ずるのであつて、公務員個人はその責を負わないものと解すべきことは、当裁判所の判例とするところである（最高裁判所昭和二八年（オ）第六二五号同三〇年四月一九日第三小法廷判決・民集九卷五号五三四頁、最高裁判所昭和四六年（オ）第六六五号同四七年三月二二日第三小法廷判決・裁判集民事一〇五号三〇九頁等）。したがつて、右と同旨の見解に立つて上告人らの被上告人……に対する本訴請求を排斥した原審の判断は相当であつて、原判決には、国家賠償法一条の解釈について所論の違法はない」と述べている。

本判決も、表面上は公務員個人の責任を例外なく否定する趣旨のものとも読める。しかし、公訴を提起・進行した検察官の判断が合理的であるとした原審の判断、検察官が本件発破器を提出しなかつたことをもつて隠匿行為と



は認められないとした原審の判断、検察官が故意に虚偽の論告をなしたとみることはできないとした原審の判断などを正当として是認できると述べ、検察官ないし警察官の行為や判断の違法性等を否定している。その流れの中で公務員個人の責任を否定するという趣旨を位置づけるならば、⑦判決は、加害公務員の行為につき不法行為が成立する余地がなかったため、公務員個人の責任を問う余地が存しなかったものと位置づけることができる。

以上述べてきたように、判例が公務員個人の責任を否定してきたのは、①公務員個人の責任を問う必要性などの合理的理由が存しなかったか、あるいは、②加害公務員につき故意・過失や違法性、加害行為と結果との間の因果関係などが存しないなど公務員個人の責任を問う余地が存しなかったためと解される。それを越えて、公務員個人の責任を認めうる場合を一般的に定式化することは、具体的事件の解決を任務とする裁判所の扱うところではない。従って、判例の意図は、一般的な受け止め方とは異なり、公務員個人の責任を必ずしも否定するものではないと解すべきである。<sup>17)</sup>

(iv) 下級裁判所による判例の理解 そうした理解は、下級審判決にも現れている。⑦判決以後も公務員個人の責任を認める判決がいくつも見られることからすれば、下級審裁判所の捉え方も同旨であると解される。以下、検討したい。

まず、警察官偽証工作損害賠償請求事件を取り上げる。事案は、公務執行妨害罪等の刑事裁判において、捜査官による目撃証人ねつ造の疑いがあるとして無罪となった本件原告が、東京都と警察官個人等を被告として提訴したものである。東京高等裁判所は、次のように述べて、公務員個人の責任を肯定した。第一に、被告警察官が「捜査機関の取調べに対し虚偽の供述をし、かつ刑事裁判において偽証したことは、同人の警察官としての職務を行ううについてした行為に該当しないので、右所為については第一審被告東京都に国家賠償法一条一項の責任はないものと

「いうべきである」。第二に、「公権力の行使に当たる国又は公共団体の公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えた場合には、当該公務員の所属する国又は公共団体がその被害者に対して賠償の責めに任ずるのであつて、公務員個人は民法七〇九条による損害賠償責任を負うものではない。…警察官としての職務を行うについてされた…右行為については同第一審被告に民法七〇九条の責任はない。」「しかし、第一審被告東京都に国家賠償法一条一項の責任がないと判断された」被告警察官の行為については、「同第一審被告に民法七〇九条の損害賠償責任があることは明らかである」<sup>(15)</sup>。

次に、共産党幹部宅盗聴事件を取り上げる。事案は、原告である日本共産党幹部の自宅において、神奈川県警所属の警察官等が組織的に盗聴行為を行つていたことを理由に、神奈川県及び警察官個人等に対し損害賠償請求をしたというものである。東京地方裁判所は、次のように述べて被告警察官個人の責任を認めた。第一に、「本件盗聴行為は、電気通信事業法一〇四条所定の通信の秘密を侵す違法な行為に該当するものと見ることができ、法を遵守すべき立場にある現職の警察官が犯罪にも該当すべき違法行為を行つたという点だけを見ても、本件盗聴行為の違法性は極めて重大である。」「更に、本件は、行為者である被告甲野らにおいて、自らの行為が違法であることを当初より十分認識しつゝ、なおかつ、敢えて公務として盗聴行為に及んだものと認められる事案であり、このことは、職務に熱心なあまり、違法な職務行為を適法と誤信して、結果として違法な職務執行がなされてしまったような場合との比較において、際立つた特殊性を有するものである。第二に、「思うに、公務は、私的業務とは際立つた特殊性を有するものであり、その特殊性ゆえに、民事不法行為法の適用が原則として否定されるべきものであると解されるが、右の理は、本件のごとく、公務としての特段の保護を何ら必要としないほど明白に違法な公務で、かつ、行為時に行為者自身がその違法性を認識していたような事案については該当しないものと解するのが相

当である」。

以上の諸判決をどのように理解すべきかが問題である。まず、警察官偽証工作損害賠償請求事件では、東京高等裁判所の判決が、「職務を行うに於いて」した行為と個人的行為とを分けることによつて問題の解決を図ろうとした。これは、同裁判所において、最高裁判所の判例が公務員個人の責任を例外なく否定する趣旨のものと受け止められていたことによるものと理解しうる。しかし、一連の公務員の行為を「職務を行うに於いて」した行為と個人的行為とに区別して個人責任を認めようとする態度は、極めて技巧的というべきであり、また、行為の客観的・外形的側面によつて職務に該当するかどうかを判断しようとする先例とは相容れない。むしろ、より直裁に、例外として公務員個人の責任を認める判断が適切であつたと評される。にも関わらず、あえて前記のごとき判断を行ったのは、公務員個人の責任を肯定する必要性を認めた趣旨と捉えるべきであらう。そのための論理的操作が、「職務を行うに於いて」した行為と個人的行為との区別であつたと解される。

その点、明確に公務員個人の責任を肯定したのが、共産党幹部宅盗聴事件での東京地方裁判所の判決であつた。このように、下級審判決においても、公務員個人の責任を認める余地を残す判断を示している。以上の諸判決は、公務員個人の責任を認める必要性を肯定したものととして評価すべきであらう。

(2) 否定説の妥当性 仮に、最高裁判所の判決自体は、公務員個人の責任を例外なく否定する趣旨であると解されるとしても、それが妥当かどうかが問題となる。即ち、公務員個人の責任を否定する実質的理由の存否である。

(i) 賠償責任を否定する理由 否定説があげる根拠は以下のものである。第一に、国家賠償法は、国が賠償責任を負うことで被害者の救済を図り、さらに公務員個人の直接責任を認めることは、被害者にとつて復讐心を満足させる以外に実益のないという点である。前記ファントム機墜落事故訴訟横浜地裁判決も、「国の賠償能力は十

分であることなど」を指摘し、公務員個人の責任を否定しているし、また、「国にその責任を負わせることが被害者の救済を図るうえからいつて遙かに有効であるという政策的理由」を指摘する見解もある。<sup>20</sup> 第二に、公務員の直接責任を認めると、公務員の職務執行を萎縮させるおそれがあるという点である。第三に、国家賠償法第一条が「国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と規定している点である。第四に、国家賠償法第一条第二項の求償権に関する規定が存すること、しかも、公務員が賠償の責に任じなかった場合や国が賠償の責に任じた場合などの条件をつけていないことである。第五に、国家賠償法の附則において、従来個人責任を規定していた公証人法第六条、旧戸籍法第四条等が削除されていることである。

以上の否定説の根拠については、それぞれ批判をすることが可能である。まず、第一の点については、それならば、公務員個人の責任を問う「実益」が認められるならば、例外を認めるべきではないかと指摘することができる。第二の点については、公務員の職務執行を多少なりとも萎縮させてもなお考慮すべき「価値」が存する場合には、国家賠償法の解釈が変わりうるのではないかと指摘することができる。第三の点については、国家賠償法第一条が従来認められていなかった国の責任を新しく規定したにとどまり、必ずしも公務員個人の直接責任を否定したものと断定するのは早計であるとする点を指摘することができる。第四の点については、求償権は、そもそも国と公務員との内部関係の問題であつて、被害者との対外関係を拘束するものではないとする批判が可能である。第五の点については、これは、一律に民法第七〇九条によつて処理をする趣旨とも読むことが可能である。ここで否定説を再検討する場合に重要なのは、第一の点について指摘した「実益」と第二の点について指摘した「価値」をどのように理解するかという視点である。これを問うのが国家賠償法の機能という問題である。

(ii) 判例・否定説の再検討　国家賠償法の機能には、いくつかの側面がある。宇賀克也教授は、国家責任の

機能について考察する理由の一つに「解釈上の理由」が存するとし、「国家責任制度には複数の機能が考えられるが、そのいずれを重視するかによって異なった解釈が成立しうる」と述べる<sup>23)</sup>。その上で、国家責任の機能には、「被害者救済機能」だけでなく「制裁機能」や「違法行為抑止機能」などがあるとする。即ち、国家責任制度の機能を被害者救済に純化し、制裁機能・違法行為抑止機能を行政争訟制度、刑事罰、懲戒処分等の他の制度に担わせようとする主張もあるが<sup>24)</sup>、それぞれの制度にも限界があるのであり、「国家責任制度の制裁機能、違法行為抑止機能に期待せざるを得ない局面が生じる」のである。従って、国家責任の制裁機能や違法行為抑止機能こそが、「法律による行政の原理の担保に資する積極的側面」を有するものであり、「限定された範囲でも公務員責任を残そうとすることは十分に理解しうる」と指摘されている<sup>25)</sup>。

また、真柄久雄教授も同様に、「国家賠償制度を単なる経済的救済という趣旨のみに限定して理解すべきではなく、公務執行の適正を担保するという機能（行政に対する統制機能）においても理解すべきであり、故意・重過失の場合にも個人責任を認めないのは必要以上に公務員を保護し、かえって公務員の責任意識を薄弱にするおそれがある。とくに公務員の職権濫用に対しては、被害者からの公務員個人に対する直接の賠償請求は、その具体的な現れとして尊重されなければならない」と指摘する<sup>26)</sup>。

このように、国家責任・国家賠償制度の理解について、「被害者救済機能」の側面だけでなく「制裁機能」・「違法行為抑止機能」ないし「行政統制機能」の側面をも重要な要素として考慮すべきとする立場に立つ場合には、公務員の個人責任を認めるかどうかという問題についても否定説とは異なる結論が妥当と解される。即ち、これらの機能、総じて法治主義の担保という視点こそが、既に述べた公務員個人の責任を問う「実益」であり、かつ、公務員の職務執行を萎縮させても考慮すべき「価値」と考えられるのである。

こうした視点から、否定説を批判する立場は次のような見解を主張している。①「公務員の行為が保護に値しない場合には公務員個人の責任を肯定するのが当然の帰結である」とする見解<sup>②</sup>、②「少なくとも『故意の職権濫用』の場合には、これを『職務外』の行為として公務員自身の直接責任を認め、それが同時に『職務を行うについて』加えた損害であるとして国の責任が認められるという場合には、両者の責任の競合を認めるべきであろう」とする見解<sup>③</sup>、③「公務員に違法行為について故意がある場合に限定して、その対外的個人責任を肯定」すべきとする見解<sup>④</sup>、④公務員に故意・重過失がある場合には、個人責任を肯定すべきとする見解<sup>⑤</sup>、⑤加害公務員に軽過失を含めて故意・過失がある場合には、個人責任を肯定すべきとする見解<sup>⑥</sup>等である。

この点については、一般的には次のように考えるべきであろう。即ち、第一に、公権力の行使を担う組織内部での処分や措置に委ねることが、当該公務員に対する制裁ないし別の事例や組織における違法行為の抑止に結びつくと期待しうるような場合には、公務員個人の責任を認める必要はない。しかし、損害賠償責任以外のそうした制度では、制裁機能や違法行為抑止機能が期待できない場合には、公務員個人の責任を認めることに合理的理由ないし「実益」が存するといえる。第二に、公務員の職務執行を一般的に萎縮させることのない、極めて特殊なケースでは、例外を認めるべきである。例えば、公務員による加害行為が極めて悪質であり、違法性の程度が強い場合が該当するものと思われる<sup>⑦</sup>。

(3) 本件へのあてはめ 以上述べてきた点を整理する。第一に、最高裁判所の判例は否定説を採用してきたのではなく、例外を認めるべき条件等について判断を留保してきたと解される。第二に、例外として公務員個人の責任を認めるべきかどうかは、損害賠償責任以外の制度では、制裁機能や違法行為抑止機能が期待できない場合かどうか、また、公務員の職務執行を一般的に萎縮させることのない、極めて特殊なケースかどうかによって判断すべ

きと解される。

以上の判断を本件にあてはめると次のように考えられる。第一に、被告ルーキングの個人責任を認めるかどうかについては、最高裁判所の判例を引用するだけで否定すべきではない。個人責任を認めるべき合理的理由の存否について実質的判断を行うべきである。

第二に、米軍機による航空機騒音問題という違法状態を解決するためには、被告ルーキング個人の責任を認める他には手段がないのではないかと解する余地がある。①被告ルーキングは、米軍の司令官であつて日本の公務員ではないこと、また、②地位協定第一八条第五項の規定により訴訟は日本政府に対して提起するものとされ、原告に対する損害賠償の支払いは、日本政府によつて行われるものとされていること、従つて、③国家賠償法の適用により被告ルーキング個人の責任を認めなければ、他の制度では制裁ないし違法行為抑止を期待することはできないことを指摘しうる。

もつとも、この点については、地位協定第一八条第五項(e)により米政府も一定程度で分担金の負担を負う旨規定されており、その限りで米軍に対しても公務執行の適正さを担保する機能は存するとする反論があり得る。しかし、航空機騒音訴訟における損害賠償の分担金については、米政府は支払いを拒否しているとされている<sup>33</sup>。地位協定の実際の運用を前提とすれば、分担金の支払いに違法行為抑止機能を見いだすことはできない。

第三に、以下の事実からすれば、被告ルーキングの損害賠償責任を肯定する余地が十分ある。①被告ルーキングは、これまでの航空機騒音訴訟において、一定程度以上の騒音を出すことが違法性を帯びると判断されてきたことを知るべき立場にあること、また、②日米合同委員会において、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意」が承認されており(平成八年三月二十八日)、それによれば、騒音規制措置

の責任は司令官、即ち、被告ルーキングにあるとされていること、③それにもかかわらず、何らの措置を講ずることなく航空機騒音による被害を甚大ならしめたことは、公務員個人の責任を原則として認めない判例の立場を考慮してもなお、容認すべからざる行為と評価すべきであること等である。裁判所は、これらの点を十分に検討する必要がある。

### 3 民事特別法の解釈

(1) 民事特別法と国賠法 民事特別法第一条は、米軍の構成員又は被用者が、「その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員又は被用者がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責に任ずる」と定める。従って、被告ルーキングによる不法行為の処理については、日本国の公務員の「例により」為されることとなる。ここで「例により」とは、本来性質の異なる他の事項に関する制度である「民法や国家賠償法の規定が、包括的に一体となつて適用される」趣旨であり、従って、「民法や国家賠償法に関する学説や判例が、そのまま当てはまることになる」とされている。<sup>34)</sup>

国家賠償法に関する学説・判例をそのまま当てはめるとすれば、次のように解される。即ち、以上述べてきたように、公務員個人の責任を否定する判例の立場は、例外を必ずしも否定するものではないということ、また、仮に公務員個人の責任については例外なく否定する趣旨であると解するとしても、こうした立場は妥当ではないと解されること、民事特別法第一条の解釈に際しても、この立場に立つて理解すべきものと思われることである。従って、被告ルーキングの個人責任を認めることは可能となる。

但し、仮に、公務員個人の責任を否定する判例の立場が例外を認めないものであり、また、その立場は基本的に



妥当であるとしても、その解釈がそのまま民事特別法の解釈に反映されるのかどうか別途問題となりうる。この点について以下検討する。

(2) 民事特別法と地位協定 まず、民事特別法は、地位協定に基礎を置くものであるから、地位協定自体が米軍の行動に起因する不法行為についてどのように取り扱っているのかを明らかにする必要がある。それにより、民事特別法の「例により」の射程を確定することができるのではないかと思われるからである。

外国軍隊の行動に起因する不法行為については、次のような国際法上の原則が存するものとされる<sup>25)</sup>。第一に、外国の軍隊が他国にある場合、外国及びその国家機関は、他国の裁判管轄権に服さない法権免除の特権がある。第二に、外国の軍隊が、他国の政府やその国民に損害を与えた場合には、国家と国家との間の問題として処理される。国家の国際法上の責任が発生するためには、軍隊所屬員に故意又は過失があり、かつ、その行為が違法であることが要求される。第三に、外国の軍隊所屬員の職務外の加害行為については、外国に責任はなく、軍隊所屬員が被害国の法権に服する。この国際法上の原則と地位協定とを比較すれば、「行政協定又は地位協定は、合衆国の軍隊の活動に起因する損害賠償について、日本国内法の適用と日本国の裁判管轄権の支配とを承認することにして、前述した国際法上の原則を修正し、他方、賠償義務の履行は、日本国が行うことにより、国家は外国の法権に服しないという国際法上の原則が貫かれたことになる<sup>26)</sup>」。

民事特別法第一条が「例により」と規定するのは、こうした国際法上の原則を一部修正する地位協定を受けてのものであることは明らかである。そこで、本件で問題となつてゐる米軍構成員個人の責任をどのように取り扱うかについては、民事特別法第一条の「例により」との規定では想定されていないものと解すべきである。その理由として、軍隊構成員個人の責任は、上で述べられた国際法上の原則では述べられておらず、地位協定でも明確な規定

は存在しないという点を指摘しうる。その一方で、地位協定第一八条第五項(f)が「日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない」と規定するのは、構成員個人の責任を問うることを前提とするもののように思われる。このように解する場合には、民法や国家賠償法に関する学説や判例がそのまま当てはまる、とする解釈は採用することができない。宮崎繁樹教授も、「国家賠償法の場合は一般の公務員つまり国民の納税により雇傭されるいわば国民の公僕の責任の問題であり、民事特別法の場合は国民と無関係の外国軍隊構成員の不法行為についての責任負担の問題であることを思うと、後者について行為者個人の責任を追及しえぬ合理性は一層とぼしく、法文上も地位協定第一八条第五項(f)の『日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない』という文言からは、本来執行しうる(給付)判決が裁判所から言渡されることがありうる(しかし執行手続には服さない)と読み取ることのほうが自然であるように思われる」と指摘している<sup>37)</sup>。

(3) 民事特別法の解釈 民事特別法第一条の「例により」の規定では、構成員個人の責任の処理が明確に規定されているわけではない。とすれば、民事特別法第一条の解釈により、米軍構成員個人の責任を認めることが可能であるかどうか明らかにされなければならない。この点については、2(2)(ii)及び(3)で述べた趣旨がここでも妥当するものと解され、この解釈準則に従い同様に処理すれば足りるものと解すべきである。

### むすびにかえて——被告ルーキングの出頭拒否の効果

以上述べてきたように、公務員個人の責任を否定するとされる国家賠償法第一条の解釈について、また、米軍構

成員の個人責任の取扱を国家賠償法に委ねる民事特別法第一条の解釈については、修正すべきものと思われる。それぞれにつき制限解釈の余地があるとすれば、裁判所は、例外を認めるべき要件を設定し、それを前提に本件被告ないし被控訴人につき要件をみたすかどうかを認定・判断すべきであった。被告が裁判所に出頭しなかつたにせよ、その負担は被告側が負うべきであつて、少なくとも裁判所は、主張・立証を尽くしていない被告側に一方的に有利な解釈を施すことは許されないはずである。これが許されるならば、敗訴をおそれる被告がいわば「こね得」をねらうことを容認することとなるのであつて、法治主義に立脚するわが国の法制上、そうした可能性は排除されなければならぬ。

注

- (1) 那覇地裁沖縄支部平成一六年九月一六日判決(判例集未登載)。
- (2) 宮崎繁樹「米軍機墜落事故訴訟判決について」法律時報五九卷九号六五頁、河西直也「米軍ファントム機墜落事故と損害賠償請求」ジュリスト九〇五号(一九八八)一一二八頁参照。
- (3) 横浜地裁昭和六二年三月四日判決・判時一二二五号四五頁。
- (4) 東京地裁平成二年九月二五日判決・判夕七五九号二五四頁。
- (5) 最高裁判所第二小法廷昭和五三年一〇月二〇日判決・民集三二卷七号一三六七頁。
- (6) 田中二郎『新版行政法・上巻(全訂第二版)』(弘文堂、一九七四)二〇六頁。
- (7) 兼子仁『行政法学』(岩波書店、一九九七)二〇三頁、有倉遼吉・小林孝輔編『別冊法セミ・基本法コンメンタール憲法「第三版」』(一九八六)七七頁『西塾章執筆』、小林孝輔・芹沢斉編『別冊法セミ・基本法コンメンタール憲法

- 〔第四版〕(一九九七) 九九頁以下〔冤原明執筆〕等参照。
- (8) 田中・前掲(6) 二〇八頁、佐藤功『ポケット註釈全書・憲法上(新版)』(有斐閣、一九八三) 二八三頁。
- (9) 樋口陽一他『注釈日本国憲法・上巻』(青林書院、一九八四) 三六六頁以下〔浦部法穂執筆〕。
- (10) 兼子・前掲(7) 二〇一頁以下。
- (11) 小林・芹沢編・前掲(7) 一〇〇頁〔冤原執筆〕。
- (12) 樋口他・前掲(9) 三六八頁以下〔浦部執筆〕。
- (13) ①民集九卷五号六三四頁、②裁判集民七八号一九頁、③裁判集民八〇号五五三頁、④判時六四五号七二頁、⑤判時六六六号五〇頁、⑥判タ三五五号二六一頁、⑦民集三三卷七号一三六七頁。
- (14) 植村栄治「公務員個人の責任」ジュリスト九九三号(一九九二) 一五九頁以下。
- (15) 判例についての理解、また、否定説の検討については、真柄久雄「公務員の個人的責任」塩野宏編『行政判例百選Ⅱ「第二版」』(一九八七) 三二二頁以下〔以下、真柄・前掲①として引用〕、同「公務員の個人的責任」塩野宏・小早川光郎編『行政判例百選Ⅱ「第三版」』(一九九三) 二九八頁以下〔以下、真柄・前掲②として引用〕、同「公務員の個人的責任」塩野宏・小早川光郎編『行政判例百選Ⅱ「第四版」』(一九九九) 三一八頁以下〔以下、真柄・前掲③として引用〕、同「公務員の不法行為責任」雄川一郎他編『現代行政法体系第六巻』(有斐閣、一九八三) 一七七頁以下〔以下、真柄・前掲④として引用〕、俵正市「体罰的懲戒に基づく生徒の自殺事件」小林直樹・兼子仁編『教育判例百選「第二版」』(一九七九) 一二六頁以下、篠田省二「国家賠償法一条と公務員個人の責任」芦別園賠請求事件上告審判決―西村宏一他編『国家補償法大系三』(日本評論社、一九八八) 二九五頁以下等参照。
- (16) 植村・前掲(14) 一六一頁。
- (17) 真柄・前掲①三三三頁、真柄・前掲②二九九頁、真柄・前掲③三一九頁、真柄・前掲④一九四頁、植村・前掲(14) 一六四頁注(23) 等同旨。

(18)

東京高裁昭和六一年八月六日判決・判時一二〇〇号四二頁。他方、東京地方裁判所は原判決において次のように述べ、公務員個人の責任を否定していた。被告警察官については、「公務員がその職務を行うに当って不法行為を行ったのであるから、被告東京都だけが国家賠償法による責任を負うものであって被告……個人が責任を負うものではないと解すべきであり、原告の同被告に対する請求は失当として棄却すべきである……。もつともこのように解することに對しては、いわば本件の最大の責任者ともいえる被告……が責任を負わないのは不当であるという反論が予想される。しかしながら、国家賠償法を含め、民事法の規定する損害賠償制度は、本来損害を受けた者の財産的な救済を目的とするものであって、加害者に対する制裁を目的とするものではないから国家賠償法により十分な救済が期待できる以上、損害賠償請求の目的は達せられたものというべきであり、結局原告の被告……に対する請求は棄却する外はない」。東京地裁昭和五八年四月二二日判決・判時一〇七七号八九頁。

(19)

東京地裁平成六年九月六日判決・判タ八五五号一二五頁。ところが、本件控訴審において、東京高等裁判所は次のように述べ、公務員個人の責任を否定するに至った。「公権力の行使に当たる国又は公共団体の公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えた場合には、その公務員が属する国又は公共団体がその被害者に対して賠償の責に任ずるのであって、公務員個人はその責を負わないものと解すべきである（最高裁昭和三〇年四月一九日第三小法廷判決・民集九卷五号五三四頁、最高裁昭和四七年三月二二日第三小法廷判決・裁判集一〇五号三〇九頁、最高裁昭和五三年一〇月二〇日第二小法廷判決・民集三三卷七号一三六七頁等参照。）。東京高裁平成九年六月二六日判決・判時一六一七号三五頁。これは、東京地方裁判所と東京高等裁判所との間で、最高裁判所の先例に関する理解が異なっていること、即ち、最高裁判所の先例自体が、公務員個人の責任を例外的余地なく否定した趣旨かどうかについて明確さを残していることの反映である。

(20)

最高裁昭和三二年一月三〇日判決・民集一〇卷一一号一五〇二頁。西莖章「刑事事件における検挙警察官とその友人が偽証工作をしたとして、東京都及び友人のほか、警察官個人に対する損害賠償請求が認容された事例」判例評論

- 三三六号(判時一二一五号)一六一頁参照。
- (21) 阿部泰隆『国家補償法』(有斐閣、一九八八)七三頁同旨。
- (22) 田中・前掲(6)二〇八頁。
- (23) 宇賀克也「国家責任の機能」高柳信一先生古稀記念論集『行政法学の現状分析』(勁草書房、一九九二)四二三頁。
- (24) 公務員個人の責任を否定する判例の趣旨は、この点に存するものと思われる。
- (25) 宇賀・前掲(23)四四八頁以下。
- (26) 真柄・前掲①三二三頁、真柄・前掲②二九八頁、二九九頁、真柄・前掲③三二八頁、三二九頁。同旨、真柄・前掲④一九〇頁。
- (27) 植村・前掲(14)一六三頁。
- (28) 真柄・前掲①三二三頁、真柄・前掲②二九九頁、真柄・前掲③三二九頁、真柄・前掲④一九四頁。
- (29) 阿部・前掲(21)七〇頁。
- (30) 芝池義一「公権力の行使と国家賠償責任」杉村敏正編『行政救済法2』(有斐閣、一九九二)一三六頁。
- (31) 下山瑛二『国家補償法』(筑摩書房、一九七三)二五六頁以下。
- (32) 宇賀克也教授も、公務員個人責任の「メリットとデメリットを比較衡量した場合、公務員個人責任を否定することに、相当の根拠があると考え」としつつ、前記東京地裁平成六年九月六日判決のような事案においては、「公務員個人責任を認めることのメリットの方がデメリットよりも大きいとみることができよう」、「かかる場合に限定してであれば、公務員個人責任を認めても、誠実に職務を執行している公務員を訴訟の矢面に立たせ、結果として、公務員を萎縮させ、公務の適正な執行を阻害する可能性は皆無とまではいえなくても、ほとんどないと考えられるからである」と述べている。宇賀克也『国家補償法』(有斐閣、一九九七)九六、九七頁。
- (33) 琉球新報社・地位協定取材班『検証「地位協定」日米不平等の源流』(高文研、二〇〇四)二二七頁以下参照。

- (34) 古崎慶長『民事特別法』の一考察「ジュリスト八八六号（一九八七）五七頁。
- (35) 古崎・前掲（34）五二頁。また、平賀健太「日米行政協定とこれに伴う民事特別法について」法曹時報四卷六号（一九五二）一頁以下参照。
- (36) 古崎・前掲（34）五四頁。
- (37) 宮崎・前掲（2）六五頁。

〔付記〕 本稿は、福岡高等裁判所那覇支部に係属中の「平成一六年（ネ）第一六二号 普天間米軍基地爆音損害賠償請求控訴事件」について提出した鑑定意見書に加筆訂正したものである。この問題について検討を加えるきっかけを与えてくださった、加藤裕弁護士及び控訴人等訴訟代理人弁護士の方へ、感謝申し上げます。また、本稿で取り扱った問題は主として行政法の分野に属するものであるが、この点については、徳田博人教授（琉球大学大学院法務研究科）から非常に重要な示唆をいただいた。ここに記して感謝申し上げます。